

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

9月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

当支部ホームページに「会員専用」ページを設けました。専用ページでは会報「東基連」、当支部会報「労基ニュース」、「労基ニュース」掲載記事の関連資料、通達等がご覧になれるほか、定款・諸規定、議案書がご覧になれますので、ご活用ください。

パスワードは「aa5948」です。

支部行事のご案内

『令和5年度 全国労働衛生週間説明会』※無料です。

開催日時：令和5年9月12日（火） 13：30～16：00

開催場所：東京都城東職業能力開発センター 足立区綾瀬5-6-1

定員：100名

説明会内容（予定）

- 全国労働衛生週間実施要綱等の説明 足立労働基準監督署 担当官
- 過重労働対策等について 足立労働基準監督署 担当官
- 化学物質対策について テクノヒル株式会社

※ご案内・お申込書は当支部ホームページよりダウンロードできます。

『令和5年度 安全管理者選任時講習』

開催日：令和5年9月28日（木）～9月29日（金） 2日間の講習です。

会場：東京都城東職業能力開発センター 足立区綾瀬5-6-1

講習科目：法令に定められた科目（10時間）

- ①安全管理【3時間】 ②安全教育【1時間30分】 ③関係法令【1時間30分】
- ④安全衛生の水準の向上を図ることを目的とする自主的活動【4時間】

受講料：会員：12,100円 一般：14,300円 ※テキスト代、消費税込み

●労働安全衛生規則により、選任する安全管理者の資格要件として、安全管理者選任時研修の受講が必要となります。（労働安全衛生規則第5条、平成18年10月1日施行）

※当支部ホームページよりご案内・お申込書のダウンロードができますので、ご活用ください。

『令和5年度 労災保険実務講習』 ※無料です

～通勤労災の認定とその具体例、請求書作成の留意点について～

開催日時：令和5年10月4日（水） 9：45～12：00

会場：足立勤労福祉会館 2階 第二洋室（足立区綾瀬1-34-7）

講習内容：○保育所に寄る場合 ○暴漢に襲われた場合 ○コンビニエンスストアに寄った場合○自動車・自転車との交通事故 ○届け出た通勤方法と違う経路で負傷した場合など、具体例を挙げて認定のポイントをご説明いたします。

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『産業保健フォーラム IN TOKYO 2023』 ※無料です。

開催日時：令和5年10月11日（水） 10：30～15：40

会場：ティアラ江東 江東区住吉2-28-36

【特別講演】

ポストコロナの産業保健活動

OHサポート株式会社 代表/産業医 今井 鉄平 氏

【産業医、弁護士による会場参加型トークセッション】

～困難事例への対処方法～

長濱産業医事務所合同会社 産業医 長濱 さつ絵 氏

弁護士法人ほくと総合法律事務所 弁護士 金子 恭介 氏

◆詳細・お申込みは（公社）東基連本部ホームページに掲載しております。（当支部ホームページよりリンクできます。）

『令和5年度 安全衛生推進者養成講習』

開催日：令和5年10月18日（水）～10月19日（木） 2日間の講習です。

会場：王子工業会館 北区王子本町1-22-3

受講料：14,630円

●労働安全衛生法では、常時10人以上49人までの労働者を使用する事業場で別記の業種・規模の事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられています。

本講習会は、同推進者の資格取得はもとより、新たに同推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の更なる向上を図るものです。

別記：安全衛生推進者等を選任すべき事業場

安全衛生推進者

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、旅館業、ゴルフ場業、燃料小売業

衛生推進者：上記の業種以外の業種

※当支部ホームページよりご案内・お申込書のダウンロードができますので、ご活用ください。9月上旬頃掲載予定です。

『令和5年度 足立荒川安全衛生推進大会』

開催日：令和5年11月20日（月）

開場：ムーブ町屋 ムーブホール

荒川区荒川7-50-9 センターまちや3・4階

※詳細が決まり次第ご案内いたします。

『令和5年度 優良事業場見学会』

開催日：令和5年11月24日（金）

※詳細が決まり次第ご案内いたします。

令和5年度 全国労働衛生週間のぼり・ポスター頒布のお知らせ

当協会支部では「令和5年度全国労働衛生週間」のぼり・ポスター・労働衛生のしおり等を斡旋頒布しております。パンフレットは先月号に同封いたしましたが、当支部ホームページでもご覧になりますのでご活用ください。

令和5年度 全国労働衛生週間

～目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場～

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

◇当支部ホームページより「令和5年度全国労働衛生週間実施要項」がご覧になりますのでご活用ください。

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円 ～

厚生労働省は令和5年7月28日に開催された第67回中央最低賃金審議会（会長：藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめ、以下のとおり公表いたしました。

【答申のポイント】

（ランクごとの目安）

各都道府県の引上げ額の目安：Aランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円。

（注）都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。

（参考）各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

この答申は、今年の6月30日に開催された第66回中央最低賃金審議会で、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,002円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は41円（昨年度は31円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると4.3%（昨年度は3.3%）となります。

令和4年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分）

東京労働局（局長 辻田 博）は、令和4年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、以下のとおりです。

- ① 脳・心臓疾患の請求件数は減少、支給決定件数は増加。
 - ・請求件数は117件であり、前年度に比べ4件（3.3%）減
 - ・支給決定件数は24件であり、前年度に比べ4件（20.0%）増
- ② 精神障害事案の請求件数は増加、支給決定件数も増加。
 - ・請求件数は540件であり、前年度に比べ43件（8.6%）増
 - ・支給決定件数は127件であり、前年度に比べ21件（19.8%）増

◇業種別・職種別・年齢別の支給決定件数等詳細は当支部ホームページよりリンクできますのでご活用ください。

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。

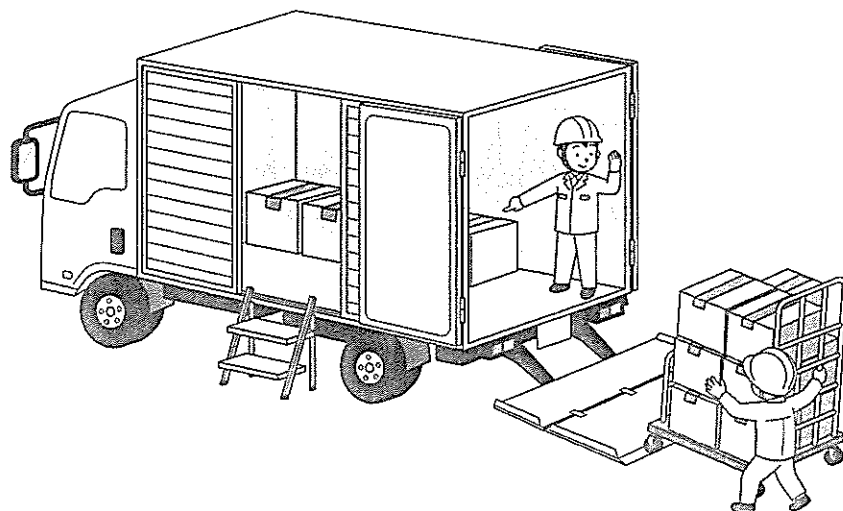
～令和6年2月1日施行～

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※パンフレットが当支部ホームページからご覧になれます。

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転席から降りる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

